

公益社団法人 日本顕微鏡学会 会員及び入退会規程

制定:令和 5 年5月27日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会(以下、「本学会」という。)の会員の入退会および会費に関する必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 本学会に次の会員を置く。

- (1) 正会員;この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員;この法人の事業に賛同して入会した学生
- (3) 賛助会員;この法人の事業に賛同し、活動を援助する団体

(正会員の構成)

第3条 正会員のうちに名誉会員、シニア会員、及び永年会員をおく。

(名誉会員)

第4条 本学会の目的である顕微鏡学及びその応用に関し、学会に顕著な貢献があり、かつ社会に徳望を有する者には、理事会及び総会の決議を経て、名誉会員の称号を贈ることができる。

- 2 名誉会員は、定款第 7 条に定める会費納入義務を免除し、この法人の学会誌、及び学術誌を寄贈する。
- 3 名誉会員候補者を推薦しようとするときは、会員は所定の書面で理事会に申し出なければならない。
- 4 理事会は前項の申し出を受けたとき、又は会長が適当と思う候補者があったときは理事会に提出し、審議する。理事会において候補者の資格検査をし、適当と認められたときは総会に付議し、過半数以上の賛同を得て、名誉会員とする。

第5条 名誉会員の資格として、世界的に極めて優れた顕微鏡関連の業績を挙げ、かつ日本顕微鏡学会に貢献し、本会の名誉会員にふさわしい者、また会長経験者でかつ総会に付議される年の4月1日に満 70 歳以上の会員を基準とする。

(シニア会員)

第6条 満 65 歳以上で常勤職(フルタイム職)を持たない正会員は本人からの申請によってシニア会員となることができる。

- 2 シニア会員の会費は総会において別に定める。

(永年会員)

第7条 正会員歴30年以上でかつ満65歳以上の者は、5年分の会費を一括前納することにより、理事会の決議を経て永年会員となることができる。

- 2 永年会員は、定款第7条に定める会費納入義務を免除し、終生、正会員の資格を保有する。

(学生会員の会員資格)

第8条 学生会員は、入会申込書に在学証明書を添付しなければならない。会費は学生会員会費とし、代議員の選挙権及び被選挙権は有しない。

- 2 学生会員として学生は、正会員会費を納入すれば正会員の資格を有することができる。この場合、正会員としての代議員の選挙権及び被選挙権を有することができる。
- 3 学生会員のうち学部学生及び大学院学生は、申し出により、学会が主催する講演会などへの参加費の免除を受けることができる。その際、指導教官による同意書の提出を必要とする。
- 4 学生会員が高等教育機関(大学、並びに大学院等)を卒業したとみなせる年齢または期日に到達した場合、特に連絡がなければ、正会員としてこの法人の会員資格を継続するものとみなし対応する。その後、本人から学生会員としての在学証明書が再度提出されれば、学生会員資格の延長とみなす。

(外国会員の呼称と権利)

第9条 国外に在住する正会員、及び学生会員を、それぞれ外国一般会員、及び外国学生会員と称する。それぞれ所定の会費を支払うことで、国内の正会員、学生会員と同等の権利と義務を有する。但し、代議員の選挙権および被選挙権は有しない。

(会員の資格の取得)

第10条 本学会の正会員、学生会員又は賛助会員として入会を希望する者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(入会の手続き)

第11条 個人として入会する場合は、入会申込書を学会ホームページからダウンロードし次の事項を記載し、学会事務局に提出しなければならない。

入会申込みは学会ホームページからオンラインで行うこともできる。

- (1) 申込日
- (2) 氏名

- (3) 生年月日
- (4) 勤務先所属と役職
- (5) 勤務先住所並びに TEL 番号、FAX 番号及び E-mail アドレス
- (6) 自宅住所並びに TEL 番号、FAX 番号及び E-mail アドレス
- (7) 希望会員種類
- (8) 専門分野

なお届出内容を変更した場合は速やかに事務局に連絡しなければならない。

- 2 賛助会員として入会する場合は、入会申込書を学会ホームページからダウンロードし次の事項を記載し、学会事務局に提出しなければならない。

入会申込みは学会ホームページからオンラインで行うこともできる。

- (1) 申込日
 - (2) 企業又は団体の公式名称
 - (3) 企業又は団体の住所
 - (4) 連絡担当者の所属及び役職並びに TEL 番号、FAX 番号および E-mail アドレス
- なお公式名称及び連絡担当者を変更した場合は速やかに連絡しなければならない。

(入会金及び会費)

第 12 条 定款第 7 条に規定する総会の決議を経た入会金の額は次の各号による。

- (1) 正会員の入会金は無料とする。
 - (2) 学生会員の入会金は無料とする。
 - (3) 外国会員のうち一般会員の入会金は無料とする。
 - (4) 賛助会員の入会金は無料とする。
- 2 総会の決議を経た正会員の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの事業年度 1 年間の会費は、次の各号により、前年度の 3 月 31 日までに支払わなければならない。ただし賛助会員は新年度開始後に支払うことができる。
 - (1) 正会員の会費は 11,000 円とする。
 - (2) 学生会員の会費は 3,000 円とする。
 - (3) シニア会員の会費は 6,000 円とする。
 - (4) 外国一般会員の会費は 11,000 円に郵送料等の手数料を加えた額とする。
 - (5) 外国学生会員の会費は 3,000 円に郵送料等の手数料を加えた額とする。
 - (6) 賛助会員の会費は 1 口 60,000 円とする。
 - 3 入会時の会費及び退会時の未納の会費について、理由がある場合には理事会の承認を得て、その年の該当する月数に応じて月割とすることができる。
 - 4 第 2 項の会費は、毎事業年度における合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的事業に使用し、毎事業年度における合計額の 50% 以下を当該年度の公益目的事業以外に使用する。

5. 会費の支払い方法は、指定した口座への振り込みか、クレジットカード払いとする。

(会員の特典)

第13条 会員には次の特典を与える。

- 1 正会員と学生会員は、欧文誌「Microscopy」(年6回発行)電子版をweb上で無料閲覧、ダウンロードできる。また、和文誌「顕微鏡」(年3回発行)が無料配布される。
学術講演会・シンポジウムなど学会が主催する行事の多くで、参加費等の会員割引が適用される。
- 2 賛助会員は、欧文誌「Microscopy」(年6回発行)が無料配布される。電子版をweb上で閲覧、ダウンロードできる。また、和文誌「顕微鏡」(年3回発行)が無料配布される。

(退会の手続き)

第14条 退会する者は、定款第8条に規定するところにより、次の事項を記載した退会届を提出しなければならない。

- (1) 届出日
- (2) 氏名
- (3) 会員番号
- (4) TEL番号、FAX番号及びE-mailアドレス
- (5) 退会理由

(除名)

第15条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって、除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第16条 次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員の死亡、又は団体が解散したとき。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。